

令和4年度

災害共済給付契約

# 名簿更新の手引

【公立義務教育諸学校の設置者用】



国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度

※災害共済給付制度への加入に当たっては、**保護者の同意**が必要です。

※名簿更新における災害共済給付オンライン請求システムの利用期間は、

5月1日（日）～31日（火） までです。

## お願い

- 名簿更新関係書類は、5月20日（金）までに提出してください。
- 共済掛金は、5月25日（水）までに振り込んでください。
- 『令和4年度要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助調査票』は、7月29日（金）までに提出してください。
- 学校・保育所等の増設、統廃合、名称や種別の変更又は設置者の変更（経営母体の変更）等がある場合は、名簿更新手続き前に速やかに担当部署までご連絡ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）

# 目次

1	名簿更新の手続きについて.....	3
	(1) 児童生徒等の保護者の同意を得る.....	3
	(2) 加入者数（保護者の同意を得た人数）を確定する.....	3
	(3) 名簿更新関係書類を提出する（5月20日（金）まで）.....	3
	(4) 共済掛金を振り込む（5月25日（水）まで）.....	4
	(5) 「令和4年度 要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助調査票」を提出する （7月29日（金）まで）.....	4
2	共済掛金額について.....	6
	(1) 共済掛金額及び免責の特約掛金額.....	6
	(2) 共済掛金の保護者からの徴収額.....	6
	(3) 保護者負担額の設定.....	7
3	要保護・準要保護児童生徒の共済掛金について.....	7
	(1) 要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助について.....	7
	(2) 共済掛金の返還を受けるための要件.....	8
	(3) 返還額算出方法.....	8
	(4) 調査票の提出について.....	9
	(5) 調査票の記入について.....	9
4	名簿更新関係書類の提出について.....	11
	(1) 「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の提出について.....	11
	「災害共済給付オンライン請求システム」への接続（ログイン）方法.....	11
	「名簿更新書情報入力」.....	13
	「名簿更新書情報申請」.....	18
	「名簿更新書情報出力」.....	21
	(2) 「加入者名簿」の提出について.....	22
	(3) 「要保護児童生徒名簿」の提出について.....	22
5	名簿更新後に転入学等があった場合の取扱いについて.....	23
	(1) 転入・新規入学（園）があった場合.....	23
	(2) 転出があった場合.....	23
	(3) 一般・要保護（生活保護）間の異動があった場合.....	23

6 免責の特約について .....	24
(1) 免責の特約の制度 .....	24
(2) 損害賠償事案の報告 .....	24
<関係様式> .....	25
①「要保護児童生徒名簿」 .....	26
②「年度途中の名簿の追加等について」 .....	27
③「学校・設置者情報変更依頼書」 .....	28
④「学校統廃合処理及びユーザ ID 停止依頼書」 .....	29
⑤「新規ユーザ ID 登録依頼書」 .....	30
⑥「令和 4 年度 要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助調査票」 .....	31
⑦「共済掛金の返還依頼書」 .....	32

## ■ JSC へ提出する書類一覧

名称	該当ページ	提出期限
<b>「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」</b> ※令和 4 年度から、 <u>災害共済給付オンライン請求システム</u> で提出（入力・申請）した場合は、郵送による提出は不要。	P 3.11	<b>5月20日（金）</b> までに JSC 必着
<b>「加入者名簿」</b> ※全員加入の場合は提出省略可	P 3.22	
<b>「要保護児童生徒名簿」</b> ※対象者がいる場合のみ提出	P 3.22.26	※共済掛金は <b>5月25日（水）</b> までに 振り込んでください。
<b>「令和 4 年度 要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助調査票」</b>	P 4.7～10	<b>7月29日（金）</b> までに JSC 必着
<b>「共済掛金の返還依頼書」</b> ※該当する場合のみ提出	P 31.32	

# 1 名簿更新の手続きについて

## (1) 児童生徒等の保護者の同意を得る

加入に当たっては、児童生徒等の保護者の同意が必要です。同意を得る方法は、法令で特に定められてはおりませんが、同意書により同意を得る場合は、JSC において加入同意書の参考例を作成していますのでご利用ください（加入同意書の参考例は、JSC のホームページ「学校安全 Web」に掲載しています。）。

【参考】独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 16 条第 1 項

災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。次条第 4 項において同じ。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

※上記の「成年」に係る年齢については、民法第 4 条に定める成年と同じ取扱いとなります。

## (2) 加入者数（保護者の同意を得た人数）を確定する

- 5月1日時点において加入する児童生徒等の人数(保護者の同意を得た人数)を確定してください。  
※「一般（準要保護を含む）」と「要保護」の区分で加入者を確定してください（準要保護の人数の確認は後日行います。）。
- 「一時的に預かる幼児」は加入できません（在籍している幼児のみ加入できます。）。
- 幼稚園の幼児は、満3歳から加入できます。
- 幼稚園型認定こども園の加入者数については、類型別の注意点（5ページ）を確認の上、正しく人数を確定してください。
- 5月2日以降に転入学等があった場合の取扱いについては23ページを参照してください。

## (3) 名簿更新関係書類を提出する（5月20日（金）まで）

- 「名簿更新書」 ← 災害共済給付オンライン請求システムで提出（入力・申請）
- 「共済掛金支払明細書」 ← 災害共済給付オンライン請求システムで提出（入力・申請）
- 「加入者名簿」
- 「要保護児童生徒名簿」

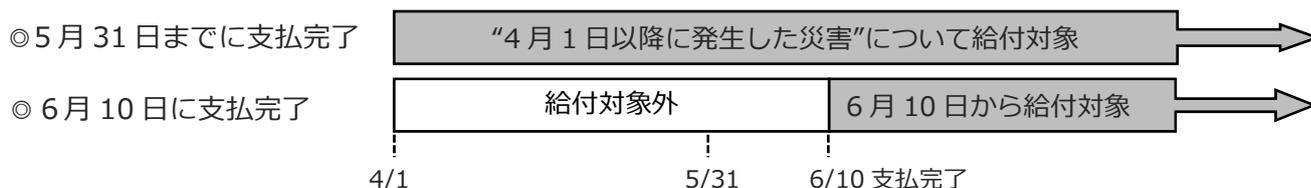
### <留意事項>

令和4年度から、「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」を災害共済給付オンライン請求システムで提出（入力・申請）した場合は、「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の郵送による提出が不要になりました。

なお、「加入者名簿」及び「要保護児童生徒名簿」については、これまでと同様、提出する場合は、郵送による提出が必要です。

#### (4) 共済掛金を振り込む (5月25日(水)まで)

- 振込先は、同封した「**共済掛金振込先口座通知書**」の下段部に記載しています。
- 共済掛金は、「**共済掛金支払明細書**」の支払総額欄の金額を正しく振り込んでください。
- 振込用紙及び請求書等の発行はいたしかねますのでご了承ください。
- 振込先口座への振込以外の方法による支払はできません。なお、振込手数料は設置者負担となりますのでご了承ください。
- 加入者数や入金額の確認等のため、5月25日までの入金にご協力ください。
- 支払期限である5月31日までに手続きを完了した場合、4月1日以降の災害が給付対象となりますが、**支払期限に遅れた場合は、共済掛金支払日前日までに発生した災害は給付対象となりません。**



#### (5) 「令和4年度要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助調査票」を提出する (7月29日(金)まで)

要保護・準要保護児童生徒に係る共済掛金については、支払総額の入金後に、ご提出いただいた「**令和4年度要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助調査票**」(以下「調査票」という。)に基づき計算した支払免除額を返還します(支払免除の取扱いについての詳細は、7ページを参照してください)。調査票は、返還を辞退する設置者も、提出期限までに必ずご提出ください。

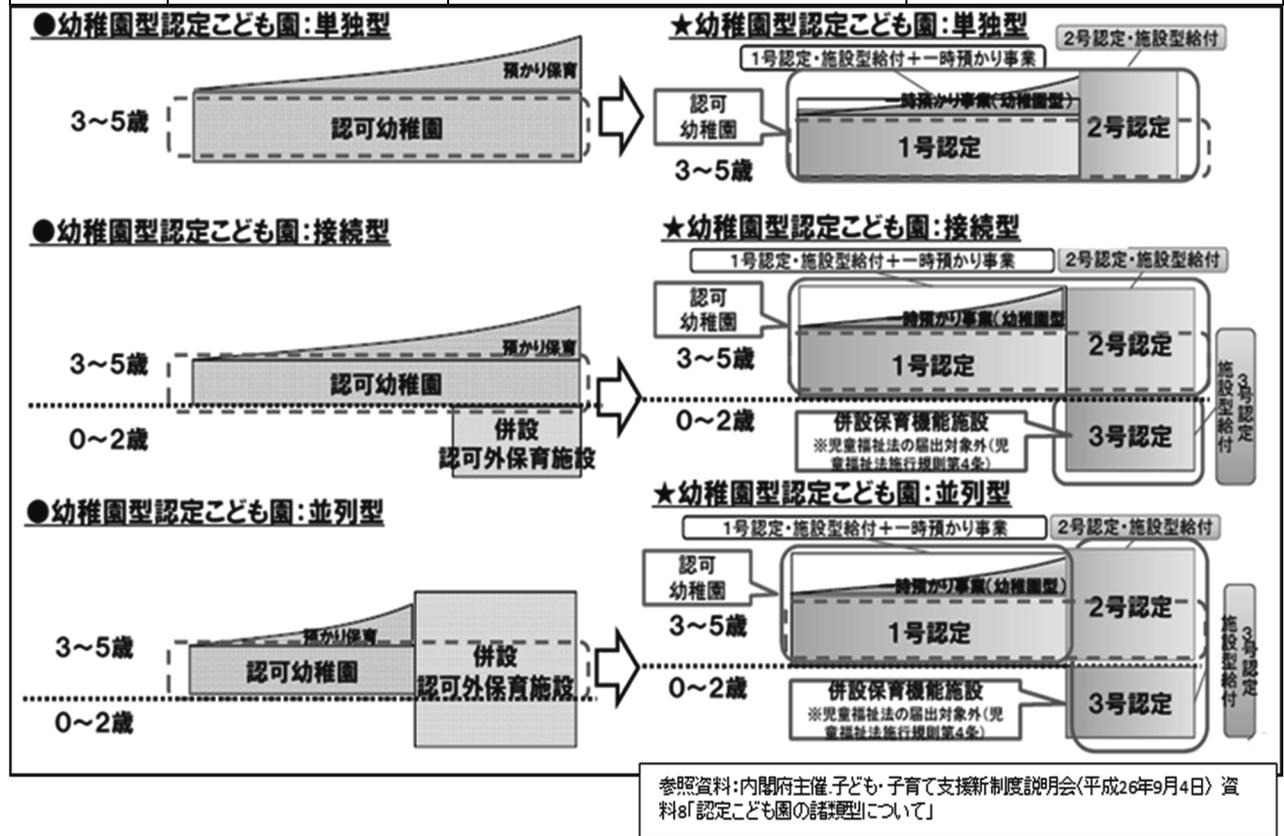
<要保護・準要保護児童生徒の共済掛金の支払手続の流れ>

時期	手続内容	
4月	JSC→設置者	・名簿更新関係書類及び <u>調査票</u> を送付
5月	設置者→JSC	・名簿更新関係書類の提出 ・共済掛金の支払 ( <u>全額払</u> )
7月29日	設置者→JSC	・ <u>調査票の提出</u>
9月	JSC→設置者	・支払免除に係る <u>配分数及び返還額を通知</u> (送付時期は予定)
10月末頃	JSC→設置者	・ <u>返還額を振込</u> (振込時期は予定)

## 【幼稚園型認定こども園の類型について】

幼稚園型認定こども園については、単独型・接続型・並列型の3類型に分類されています。施設の類型を確認のうえ、以下の点に注意してください。

類型	施設の登録	掛金の区分	注意点
単独型	認可幼稚園のみ	幼稚園	3号認定は加入対象外
接続型	認可幼稚園 併設保育機能施設	認可幼稚園部分 = 幼稚園 併設保育機能施設部分 = 保育所 等	1・2号認定は幼稚園 3号認定は保育所等
並列型	認可幼稚園 併設保育機能施設	認可幼稚園部分 = 幼稚園 併設保育機能施設部分 = 保育所 等	1号認定は幼稚園 2・3号認定は保育所等



## 2 共済掛金額について

### (1) 共済掛金額及び免責の特約掛金額

区 分	共済掛金の額	内 訳	
		災害共済給付に係る共済掛金	免責の特約に係る共済掛金
義務教育諸学校	一般	935円 (475円)	920円 (460円) 15円
	要保護	55円 (35円)	40円 (20円) 15円
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,165円 (1,090円)	2,150円 (1,075円) 15円
	定時制 夜間等学科	995円 (505円)	980円 (490円) 15円
	通信制 通信制学科	282円 (142円)	280円 (140円) 2円
高等専門学校	1,945円 (980円)	1,930円 (965円) 15円	
幼稚園	285円 (150円)	270円 (135円) 15円	
幼保連携型認定こども園	285円 (150円)	270円 (135円) 15円	
保育所等	一般	365円 (190円)	350円 (175円) 15円
	要保護	55円 (35円)	40円 (20円) 15円

- 義務教育諸学校：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中学部
- 保育所等：児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設、企業主導型保育施設
- ( ) 内の金額は沖縄県における共済掛金額です（以下(2)の表においても同様）。
- **免責の特約に係る共済掛金は、全額設置者負担です。**免責の特約の制度の詳細は、24ページをご覧ください。

### (2) 共済掛金の保護者からの徴収額

災害共済給付に係る共済掛金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）の規定により、**学校の設置者と保護者が負担する**ことが定められています。

共済掛金の額及び学校の設置者が保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）の範囲は、学校区分ごとに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「政令」という。）に定められています。

区 分	災害共済給付に係る共済掛金	保護者負担額
義務教育諸学校	一般	左欄の額の10分の4～10分の6の額 368円(184円)～552円(276円)
	要保護	左欄の額の10分の4～10分の6の額 16円(8円)～24円(12円)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	左欄の額の10分の6～10分の9の額 1,290円(645円)～1,935円(967円)
	定時制 夜間等学科	左欄の額の10分の6～10分の9の額 588円(294円)～882円(441円)
	通信制 通信制学科	左欄の額の10分の6～10分の9の額 168円(84円)～252円(126円)
高等専門学校	左欄の額の10分の6～10分の9の額 1,158円(579円)～1,737円(868円)	
幼稚園	左欄の額の10分の6～10分の9の額 162円(81円)～243円(121円)	
幼保連携型認定こども園	左欄の額の10分の6～10分の9の額 162円(81円)～243円(121円)	
保育所等	一般	左欄の額の10分の6～10分の9の額 210円(105円)～315円(157円)
	要保護	左欄の額の10分の6～10分の9の額 24円(12円)～36円(18円)

- 保護者が経済的な理由により納付することが困難な場合は徴収しないこともできます。

### (3) 保護者負担額の設定

保護者負担額の設定方法については、災害共済給付に関する法令等に明記されているものではありませんが、学校の設置者が保護者から共済掛金の保護者負担額を徴収するにあたり、金額や負担割合の根拠が明確である必要があります。

【根拠になるものとして一般的に考えられる例】

- 共済掛金の徴収に関する条例（市区町村条例）
- 共済掛金の徴収に関する規則（教育委員会規則）
- 災害共済給付に係る事務処理要綱・要領

【参考】

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法  
(共済掛金)

第17条 災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

- 4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第1項の共済掛金の額（第2項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令  
(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第10条 法第17条第4項の政令で定める範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- 一 義務教育諸学校 10分の4から10分の6まで
- 二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 10分の6から10分の9まで

## 3 要保護・準要保護児童生徒の共済掛金について

### (1) 要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助について

JSCは、公立義務教育諸学校の設置者（以下「公立学校の設置者」という。）が、要保護・準要保護児童生徒（以下「要保護児童生徒等」という。）の保護者から、**経済的理由により、法第17条第4項に規定する「学校の設置者が定める保護者負担額」を徴収しない場合（公立学校の設置者が代わりに負担する場合）に限り、当該徴収しない額の2分の1について、国から予算の範囲内で補助（要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助。以下「充当補助」という。）を受けることができます。**

JSCが国から補助を受けた場合、JSCは公立学校の設置者が保護者の代わりに負担した保護者負担額の2分の1の額について、共済掛金の支払を免除し、既に支払われた掛金から返還します。

ただし、政令第12条の規定により、「共済掛金額の2分の1」に、政令第18条第2項の規定により「公立学校の設置者がJSCから通知を受けた児童生徒の数」を乗じて得た額の2分の1が返還額の限度額となります。

## (2) 共済掛金の返還を受けるための要件

充当補助により共済掛金の返還を受ける場合、次の要件を充たす必要があります。

- ① 公立学校の設置者が、条例・規則・要綱等、根拠が明らかになる形で、共済掛金の額の10分の4から10分の6までの範囲内で、保護者負担額（又は負担割合）を定めていること。
- ② 公立学校の設置者が、定めた保護者負担額の全部又は一部を、経済的理由により、保護者の代わりに負担していること。

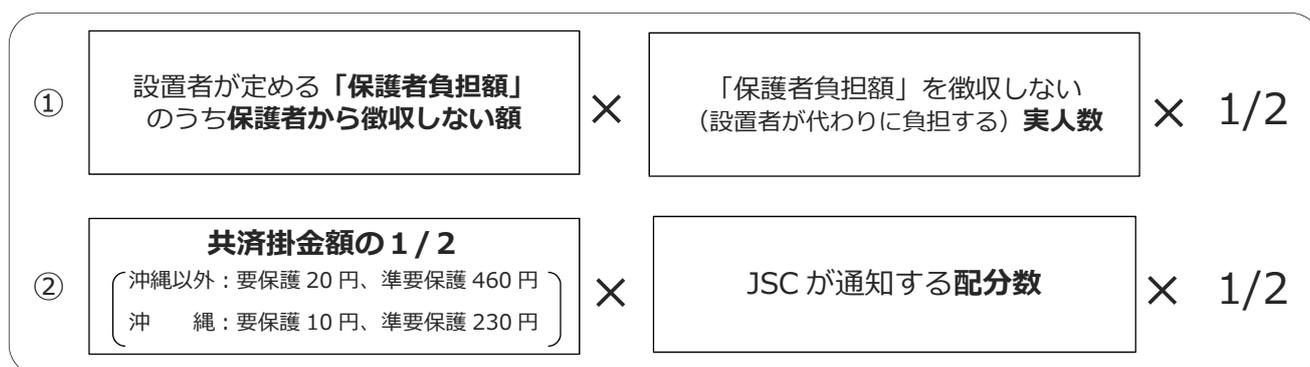
※ 保護者負担額（又は負担割合）の根拠資料の提出を求める場合があります。

①で公立学校の設置者が定める保護者負担額が「0円」である場合、共済掛金の返還は受けられません。また、要保護児童生徒等の保護者から①で定めた保護者負担額の全部又は一部を徴収している場合、その徴収した額に対する充当補助による共済掛金の返還は受けられません。

## (3) 返還額算出方法

要保護児童生徒等を以下4つの区分に分け、各々算出した以下の①及び②の額を比較し、どちらか低い方の額の計を返還額とします。

区 分	
準要保護・要保護別	学校種別
準要保護	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程
	特別支援学校（小学部及び中学部）
要保護	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程
	特別支援学校（小学部及び中学部）



## (4) 調査票の提出について

返還額の計算においては、公立学校の設置者が定める「保護者負担額」のうち保護者から徴収しない額及び「保護者負担額」を徴収しない人数等を確認する必要がありますので、名簿更新関係書類とともに送付した「**要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助調査票**」を **7月29日(金)まで**に提出してください。

共済掛金の返還については、JSCで調査票を集計した後、配分数及び返還額を公立学校の設置者宛に通知し、指定口座に振込むことにより返還します。

### 【参考】

#### ●独立行政法人日本スポーツ振興センター法

(国の補助がある場合の共済掛金の支払)

第18条 センターが第29条第2項の規定により補助金の交付を受けた場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校(略)の設置者が(以下略)、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸学校の設置者に返還しなければならない。

#### ●独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

(共済掛金の控除額及び返還額)

第12条 法第18条の政令で定める額は、公立の義務教育諸学校の設置者が法第17条第4項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第29条第2項各号のいずれかに該当するものから法第17条第4項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の総額の2分の1とする。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒(略)の別により、それぞれ、共済掛金の額の2分の1に第18条第2項の規定により当該義務教育諸学校の設置者がセンターから通知を受けた児童及び生徒の数を乗じて得た額の2分の1を限度とする。

## (5) 調査票の記入について

### 調査票記入に当たり必要な情報

1. 5月1日時点で準要保護と認定された人数  
(名簿更新において「一般」の区分で報告いただいた加入者数の内数)
2. 公立学校の設置者が、条例・規則・要綱等で定める「保護者負担額」
3. 2の額のうち、「経済的理由」により、公立学校の設置者が保護者の代わりに負担する額
4. 公立学校の設置者が、3により負担することとした要保護・準要保護者の数  
(準要保護：1の内数、要保護：名簿更新において報告いただいた人数の内数)

### 昨年度からの変更点

- 返還を辞退される場合、辞退理由を記載してください。

令和4年度要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助  
調査票

記載年月日 令和4年 ●月 ●日 設置者名 ●●県教育委員会  
都道府県名 ●●県 代表者名 教育長 ●●●● ①  
連絡先(担当者名・TEL) ●●課●●係●● 000-000-0000

設問(1)・(2)は、全ての設置者において、ご回答ください。

(1) 名簿更新において「一般」でご報告いただいた加入者数のうち、5月1日時点において準要保護と認定された人数を記入してください。(0人の場合は、「0」を記入してください。)

小学校、中学校及び義務教育学校 並びに中等教育学校の前期課程			特別支援学校		
小学校	中学校	計	小学部	中学部	計
50人	50人	100人	10人	10人	20人

(2) センターが国から補助金の交付を受けた場合、設問(3)の回答結果に基づき算出する額の共済掛金を返還することとなります。返還受領の意思について、「□」にチェックをつけて回答してください。

返還を受領します。  返還を辞退します。 ③

以下の設問へお進みください。 [辞退理由]

調査終了です。以下の設問は回答不要です。

以下の設問は、設問(2)で「返還を受領します」にチェックをつけた設置者のみご回答ください。

(3) 令和4年度の共済掛金の支払における金額及び人数を記入してください。

【記入上の留意事項】

(A) 及び (A') 欄の記入例 (赤字) は

上段：沖縄県以外  
下段：沖縄県

の金額を記載しています。

保護者負担額	設置者が定める保護者負担額	920円 (沖縄県 460円)	(A) 460	(A') 460	(B) 100人
			230円	230円	
要保護	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	40円 (沖縄県 20円)	20	20	50人
	特別支援学校(小学部及び中学部)		10円	10円	

(4) 返還額は、額確定後(10月末頃)に災害共済給付金振込口座に返還します。【他の口座】又は「納付書」を希望する場合は、右記「□」にチェックをつけた上で別紙「共済掛金の返還依頼書」を本調査票と併せて提出してください。 ⑦

《 注意 》

②、④～⑥は必ず数字  
(0を含む)を記入し、  
空欄がないように  
してください。

① 公印(代表者の印)の押印は不要です。

② 名簿更新において「一般」で報告した加入者のうち、5月1日時点で準要保護と認定された人数を記載してください。

③ 返還受領の意思について、該当する方にチェックしてください。

「返還を辞退します。」にチェックした場合は、枠内に辞退理由を記載してください。また、以下の設問に対する回答は不要です。

④ 法令により設置者が定めることとなっている保護者負担額(共済掛金額の4/10～6/10で設定)を記載してください。

保護者負担額を定めていない場合は「0円」と記載してください。

ただし、「0円」と記載した場合は返還額の計算結果も「0円」となり、返還はできません。

⑤ A'の額がAより大きくなることはありません。

経済的理由によりAの保護者負担額の全部又は一部の支払を保護者に求めず、設置者が代わりに負担した額を記載してください。保護者負担額を定めた上で、保護者から全額徴収しない場合は、Aと同額をA'に記載してください。Aの保護者負担額を400円と定めた上で、保護者から100円を徴収している場合は、400円-100円で300円と記載してください。

⑥ Bの人数が加入者数より多くなることはありません。

要保護の場合は名簿更新書、準要保護の場合は設問(1)で報告いただいた人数のうち、A'の額を設置者が代わりに負担した(保護者から徴収しなかった)実人数を記載してください。

⑦ ここにチェックを入れた場合は、必ず「共済掛金の返還依頼書」を提出してください。